

SKET NEWS

季刊

vol. 62

2025年春号

contents

- 1 自動運転トラックの
実証実験が開始！
- 2 高速道路、3連休の
休日割引全撤廃
- 3 育成就労法の関係省令に
関する論点のまとめ
- 4 トラックドライバー特定技能
試験に関して
- 5 技能実習制度運用要領改正・
特定技能制度改正について
- 6 2025年3月24日からパスポート
の申請がオンラインで可能に

表紙：春夜の六義園



組合Facebookページ随時更新中！
<https://www.facebook.com/tsk.kumiai>

自動運転トラックの実証実験が開始！

2025年2月7日に、国土交通省道路局、国土技術政策総合研究所、NEXCO中日本は、自動運転インフラ検討会の関係省庁と連携し、自動運転トラックの実現に向け、新東名高速道路において深夜時間帯に自動運転車優先レーンを設定し、車両開発と連携した自動運転トラックの公道走行の実証実験を2025年3月3日から終了時期は未定で実施すると発表しました。

平日22時～翌5時に新東名道路の「駿河湾沼津SA～浜松SA」の第一通行帯（左車線）にて実験を行うとのこと、その際は道路上にある電光掲示板に「左車線自動運転実験中」と表示されるようです。



規制実施中、道路上にある電光掲示板には、「左車線自動運転実験中」と表示されます。



現在、物流業界は長距離輸送におけるドライバー不足の課題があります。原因としては、ドライバー賃金の低さや、新規労働者減少による高年齢化、2024年就業規則などがあげられるかと思います。そのような状況の中で、長距離幹線輸送における「レベル4自動運転トラックの運用」を国は目指しています。

高速道路としては、路側センサー等で検知した道路状況を車両に情報提供することで自動運転を支援する取組が行われています。

一方、高速道路に求められるインフラ支援については、国交省、警察庁、総務省にて立ち上げられた「自動運転インフラ検討会」にて議論されました。

実験での検証項目

- ・自動運転車優先レーン

平日の夜間（22:00～5:00）に、第1通行帯を自動運転車優先レーンとして設定し、自動運転トラックが安全、円滑に走行可能かを確認。

- ・自動発着

自動運転トラックが自動駐車・自動発進可能かを確認。

- ・先読み情報提供システム

工事規制情報等の先読み情報（車両単独では検知できない道路前方の状況に関する情報）について、路側機から提供された情報が適切に受信可能かを現地にて通信確認。

- ・合流支援情報提供システム

合流支援情報について、路側機から提供された情報が適切に受信可能かを現地にて通信確認。

新東名高速道路の実証のスケジュール

今回の新東名での実証実験を皮切りに、2025年度以降に東北自動車道（佐野SA～大谷PA）で実証実験を行う予定となっており、今後、車両開発状況や物流ニーズを踏まえつつ、自動運転サービス支援道普及戦略を展開していく方針となっています。

中長期的には東北から九州までをつなぐ幹線網の形成を図ることを目標としており、具体的な期間としては2024年度を1年目としたうえで10年以内と設定されています。

高速道路、3連休の休日割引全撤廃

NEXCO東日本など高速道路各社は、2025年度における休日割引適用除外日を発表しました。

[ドラぷら ETC休日割引](https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc_dis_weekend/)

<https://www.driveplaza.com/>

[etc/dis/etc_dis_weekend/](https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc_dis_weekend/)



従来は休日割引が適用されていた3連休がすべて割引適用外となり、実質的な値上げとなります。休日割引はETC搭載車を対象として、祝日や休日の0時～24時に走行した場合の高速道路通行料金を3割引とするもの。高速道路各社では、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ(2023年10月18日観光立国推進閣僚会議決定)」において、観光需要の分散・平準化を行なう方針が示されたことから、混雑緩和を理由として混雑時の休日割引適用除外を開始。

休日や祝日に高速道路を利用すると割引価格となる休日割引については、2022年度からゴールデンウィークやお盆、年末年始など、混雑時には割引を適用しない方針としていました。

こうした取り組みにより渋滞量が減少する傾向が見られたことから、国土交通省と検討し、2025年度以降は混雑が見られる3連休についても全面的に休日割引を適用しない方針とした。3連休だけでなく、9月23日の飛び石連休についても割引は適用されず、2025年度の休日割引が適用される祝日は2026年の2月11日のみとなります。

2025 4月	日	月	火	水	木	金	土	2025 5月	日	月	火	水	木	金	土
	6	7	8	9	10	11	12					7	8	9	10
	13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17
	20	21	22	23	24	25			18	19	20	21	22	23	24
	28								25	26	27	28	29	30	31

2025年度の休日割引適用除外日カレンダーの一部分

育成就労法の関係省令に関する論点のまとめ

2025年2月13日、「第2回特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」が行われ、「改正入管法及び育成就労法の関係省令に関する論点について」が議題として話し合われました。

【育成就労計画の認定基準】

- ・育成就労制度の業務範囲を技能実習制度より幅広くし、特定技能制度の業務区分と同一とするため、必須業務を育成就労期間の3分の1以上（技能実習では2分の1以上）とし、関連業務と周辺業務の区別をしない。安全衛生業務は10分の1以上で技能実習と同じ。
- ・A1相当講習（育成就労実施者が費用負担、100時間以上）は、認定日本語教育機関による就労過程講習のほか、登録日本語教員による講習を認める。
- ・育成就労者の大都市圏集中防止のため、地方の受入れ機関は、受入れ機関及び監理支援機関が優良であることを条件とし、大都市圏より受入人数枠を拡大。

【育成就労制度における転籍に関する要件】

本人意向の転籍先を試験合格率や育成体制、法令順守状況等の基準を満たす優良な受入れ機関に限定。受入れ機関在籍の育成就労者に占める本人意向転籍者の割合は3分の1以下。

都市部の受入れ機関が都市部以外の受入れ機関から受け入れられる転籍者数は上記比率の上限の2分の1以下。

【育成就労制度における監理支援機関の許可基準】

傘下の受入れ機関が1社のみの場合は監理支援機関として許可しない。

受入れ機関数は、監理支援機関の実務に従事する職員1人当たり8社未満。

監理支援事業の実務に従事する職員数は最低2人。

【育成就労制度における送出し要件】

外国人が送出し機関に支払う費用（職業紹介手数料及びそれ以外を含め一切の費用）は日本で受け取る月給の2か月分が上限。

以上が、有識者懇談会で話し合われた、育成就労法の関係省令に関する論点のまとめとなります。

トラックドライバー特定技能試験に関して

特定技能のトラックドライバー技能試験が2025年2月12日にミャンマーのヤンゴンで実施されました。国土交通省指定の試験団体である日本海事協会が主催し、送り出し機関ミャンマーユニティの本社で実施されました。

【試験結果】

受験者数：48名

合格者数：35名

合格率：72.9%

試験はCBT方式（コンピューターを使用し試験を実施する方式）により実施され、試験の合格率としてはかなり高いのではないかと思います。

ミャンマーの交通事情は左側通行で右ハンドル車が多い国となり、日本の環境に近いと思われます。ただし、ジュネーブ条約には加盟しておらず、ミャンマーで発行された運転免許証や国際運転免許証は日本では有効ではありません。日本で運転するためには、ミャンマーで運転免許証を取得し、最低でも3か月以上滞在した後、日本に入国後、免許センター・試験場にて書類審査、適性検査、実技試験を受験し合格する必要があります。

海外にて試験が実施または予定されている国は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー、インドとなっており、1月28日にはネパールで（受験者44名、合格者28名）、2月18日にはインド・バンガロールで（受験者16名、合格者16名）、それぞれ技能評価試験が実施されました。これらの国々は日本での就労を希望する外国人材がとて多い状況です。



日本で外国人が自動車運送業の特定技能者になるためには下記の要件を満たす必要があります。

- ① 日本語能力を証明する試験の合格（トラックはN4、バス・タクシーはN3）
- ② 自動車運送業分野特定技能1号評価試験の合格
- ③ 日本の自動車運転免許（トラックは第一種免許、バス・タクシーは第二種免許）の合格
- ④ バス・タクシードライバーは新任運転者研修の修了

受入れる側の企業にも下記の要件があります。

- ① 道路運送法に規定する自動車運送事業を営んでいること
- ② 自動車運送業分野特定技能協議会の構成員となること
- ③ 運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けていること、又は全日本トラック協会によるGマーク制度に基づく認定を受けた安全性優良事業所を有していること

となっています。

海外に居住している外国人の場合、特定技能評価試験と日本語試験に合格して日本に入国後、特定活動期間（トラックドライバーは最長6か月、バス・タクシードライバーは最長1年間）の間に、外免切替等によって日本の自動車免許を取得する必要があります。特定技能評価試験を受験するためには、日本又は外国で取得した自動車運転免許を保有しておく必要があります。仮に、特定活動期間中に日本の自動車運転免許を取得できなかった場合は、特定技能のビザを取得することは出来ず、また、特定活動のビザの延長も出来ません。

ミャンマーでは今後も受験者、合格者数ともに増えていく傾向にあると思いますが、現在18～35歳の男性の出国が停止されている状況も考えて、よくよく検討していく必要があると思われます。

技能実習制度運用要領改正・特定技能制度改正について

2025年4月1日から技能実習制度の運用要領が一部改正されました。技能実習制度が2027年を目途に育成就労制度へ移行する中、今回の改正では移行を見据えたルール調整が行われたかたちと考えられます。改正された内容は全部で59か所、新設もいくつか見られますが、改正内容のほとんどはより踏み込んだ文言に改正したと見えます。その改正内容の一部をピックアップします。

【入国前結核スクリーニング】

第1号技能実習開始するにあたり、中長期間在留しようとする者に対して、結核を発病していないことの証明を求める「入国前結核スクリーニング」を順次実施することに伴い、対象国からの技能実習生の受入れに当たっては在留資格認定証明書交付申請時に結核非発病証明書が必要となります。

【宿泊施設の確保に関するもの】

寝室について、今まで「採暖」明記はありますが「冷房設備」については明記はありませんでした。改正において、「（略）その他の社会通念上生活に必要な採暖・冷房設備等を設ける措置を講じていること」と冷房設備に関して明記がされています。

【優良な実習実施者に関するもの】

日本語の教育の支援について、

- ① 技能実習生が認定日本語教育機関へ通学等する際の金銭的支援をすること
- ② 登録日本語教員を招いて技能実習生の日本語教育を実施すること

が明記されました。優良な実習実施者とみなされるための項目が増えたのですが、結果的には項目として上乗せして加点をを行うため対応すると有利になるというものです。

以上、59か所ある改正の実習実施者の皆様へ特に影響がある改正内容をピックアップ致しました。

同じく、2025年4月1日から特定技能外国人受入れに関する運用要領が一部改正されました。改正内容の一部をピックアップします。

【協力確認書の提出】

地域との共生施策に関する連携として

「特定技能所属機関が、地方自治体から共生施策への協力を要請されたときは、必要な協力をする」ということが明記されました。これにより「協力確認書」を市区町村へ提出する必要性があります。

■いつ提出が必要か？

初めて特定技能外国人を採用する⇒雇用契約締結後、在留諸申請前

既に特定技能外国人を受け入れている⇒4月1日以降、最初に行う特定技能外国人の在留諸申請前

■どこに提出するか。

次の市区町村の両方。

1. 特定技能外国人が働いている事業所の市区町村
2. 特定技能外国人が住んでいる住所地の市区町村

【オンライン面談実施可能】

1号特定技能外国人支援に関する運用要領の改正で、特定技能所属機関等による定期的な面談において、面談の対象となる特定技能外国人の同意がある場合は、オンライン面談を実施可能となります。

ただし、1年に1回以上は対面による面談を実施。受入れ後の初めての面談及び面談担当者変更後の初めての面談については対面による面談実施が望まれています。

以上、実習実施者の皆様へ特に影響がある改正内容をピックアップ致しました。より詳しい改正内容については下部URLをご覧ください。

国際人材協力機構

> 【特定技能】在留諸申請のルール変更及び届出に関する変更点について

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/38579/>

外国人技能実習機構
> 技能実習制度運用要領

https://www.otit.go.jp/jissyu_unyoy/



2025年3月24日からパスポートの申請がオンラインで可能に

全国でオンラインでの新規申請がスタート

2025年3月24日からは、パスポートを更新するときだけでなく、初めて申請するときにも、全ての都道府県でマイナポータルからオンライン申請が可能になります。

オンライン申請なら、窓口へ出向くのはパスポート受取り時の1回のみで便利になります。

新規にパスポートの申請をする場合は、戸籍謄本の原本の提出が必要ですが、オンライン申請では、戸籍情報がシステム連携されるため、紙の戸籍謄本を取得し、提出する必要がなくなります。



パスポートのオンライン申請をするには

オンライン申請は、国内ではマイナンバーカードを使ってマイナポータルから行います（国外からはオンライン在留届（ORRネット）経由で申請します）。なお、これまでどおり、窓口で紙の申請書により申請することも可能です。

■準備するもの

1. マイナンバーカード

※利用者電子証明書と券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）と署名用電子証明書のパスワード（大文字英字と数字を含む6桁から16桁）が必要です。

2. マイナポータルアプリ対応のスマートフォン

※スマートフォンにマイナポータルアプリのインストールが必要です。

※パソコンから申請する場合も、マイナンバーカードを読み取るにはスマートフォン（マイナポータルアプリ）が必要です。

3. 有効期間内のパスポート（切替申請の場合）

オンライン申請の流れ

Step 1 マイナポータルアプリでログインする

Step 2 画面の案内に従って、事前準備を行う

Step 3 実際に申請する

Step 4 窓口で受取

ご確認を！ご注意を！！

当組合の職員がパスポート更新のために今回オンライン申請を行おうとしたところ、マイナンバーカード発行時に記入したパスワードを失念（[準備するもの]の1に該当するもの）、オンライン申請を途中で断念し、改めて紙による通常手続きを行いました。

膨大な入力をやっとの思いで済ませた後、最後のパスワードが入力できず、それまでに入力した時間が水の泡に。

オンライン申請を利用してみようと思いの方は事前にパスワードの確認をしておきましょう！

外務省＞パスポート ページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>



ミャンマー地震被害への支援について

2025年3月28日に発生したミャンマー地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災地の救援活動および被災地復興支援の一助となることを願い、組合として日本赤十字社を通じて義援金を寄付しました。

被災地の一日も早い復興と、被災された方々の生活が平穏に復する事を心よりお祈り申し上げます。



東西商工協同組合

〒108-0014

東京都港区芝4-3-5 岡田ビル

TEL: 03-5442-2277

FAX: 03-5442-2477

ホームページ

<http://tsk-gr.com/>